

(電子メール施行)

長 政 号 外
令和2年10月19日

各高齢者施設 管理者 殿

宮城県保健福祉部長寿社会政策課長
(公 印 省 略)

高齢者施設における面会制限について (通知)

日頃より、本県の高齢者福祉行政について格別の御高配を賜り感謝申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス対策に基づいた各高齢者施設における対応について、別添のとおり厚生労働省から通知がありました。

つきましては、別添事務連絡を御確認いただくとともに、下記事項に留意し、適切な対応をお願いいたします。

記

- 1 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を検討すること。また、「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月15日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡)も参考にオンラインでの実施を考慮すること。
- 2 厚生労働省事務連絡や本通知の内容を踏まえ、管理者が制限の程度を判断すること。
- 3 地域における発生状況等を踏まえ面会を実施する場合は、以下の留意事項も踏まえ感染防止対策を行った上で実施すること。
 - (1) 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
 - (2) 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
 - (3) 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。
 - (4) 面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。
 - イ 感染者との濃厚接触者でないこと。

- ロ 同居家族や身近な方に、発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと。
 - ハ 過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと。
 - ニ 過去2週間以内に発熱等の症状がないこと。
 - ホ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
 - ヘ 人数を必要最小限とすること。
- (5) 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
 - (6) 面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
 - (7) 寝たきりや看取り期以外の場合は居室での面会は避け、換気可能な別室で行うこと。
 - (8) 面会場所での飲食は可能な限り控えること。また、大声での会話は控えること。
 - (9) 面会者は施設内のトイレを極力使用しないようにすること。やむを得ず使用した場合はトイレのドアノブも含め清掃及び必要に応じて消毒を行うこと。
 - (10) 面会時間は必要最小限とし、1日あたりの面会回数を制限すること。
 - (11) 面会後は、必要に応じて面会者が使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。

担 当：運営指導班

T E L：022-211-2556

F A X：022-211-2596

E-mail：kaigod@pref.miyagi.lg.jp